定　　款

（令和　６年　５月２９日現在）

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド

定　　款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドと称し、英文では Samantha Thavasa Japan Limited と表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．下記物品の企画、開発、製造加工、輸出入、販売及び割賦販売斡旋業

（１）衣服・服地

（２）装身具・服飾雑貨

（３）靴・鞄

（４）家具・寝具・室内装飾品・インテリア小物・美術品

（５）家庭用電気製品

（６）化粧品及び医薬部外品

２．菓子の販売及び飲食店業

３．各種情報処理サービス業及び情報提供サービス業

４．インターネットを利用した電子商取引事業

５．通信販売業

６．酒類の販売及び輸出入

７．国産、輸入たばこ並びに喫煙具類の販売

８．古物の売買

９．金銭の貸付及び金銭貸借の媒介・保証

１０．割賦販売業、割賦債権買取業、集金代行業、信用調査及び計算事務代行業

１１．クレジットカード業

１２．損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務

１３．物品賃貸業及びその仲介並びに代理業

１４．投資及び投資に関する調査

１５．不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理及び運用

１６．建築物並びに建築・設備工事の企画、設計、施工、管理及び請負

１７．インテリアデザインの企画、設計及び施工並びにインテリア用品の販売

１８．医療、スポーツ、飲食、宿泊、売店等の施設の運営及び管理

１９．宿泊施設、スポーツ施設等の利用に関する会員権の売買及びこれらの仲介、代理業

２０．放送番組の企画、制作及び販売

２１．映像、音声、文字等による各種ソフトウェアの企画、制作、複製及び販売並びにこれらソフトウェアによる放送・通信提供サービスの提供

２２．広告の企画、制作及び広告代理店業

２３．書籍、雑誌、電子出版物等の企画、制作及び販売

２４．イベントの企画及び運営
２５．旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理店業
２６．労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
２７．キャラクター商品の企画、開発及び著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡並びにこれらの仲介、代理業
２８．前各号に付帯又は関連する一切の業務

（本店の所在地）
第 ３ 条　　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告方法）
第 ４ 条　　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 ２ 章　　株　　式

（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）
第 ５ 条　　当会社の発行可能株式総数は、134,400,018 株とする。
② 当会社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。

普通株式	134,400,000 株
Ａ種種類株式	18 株

（単元株式数）
③ 当会社の普通株式の単元株式数は、100 株とし、Ａ種種類株式の単元株式数は、１株とする。

（自己の株式の取得）
第 ６ 条　　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって同条第１項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（基準日）
第 ７ 条　　当会社は、毎年８月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（株主名簿管理人）
第 ８ 条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。
② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公

告する。

③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第 9 条　　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第２章の２　Ａ種種類株式

（Ａ種優先配当金）

第９条の２　当会社は、剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種種類株式を有する株主（以下「Ａ種種類株主」という。）又はＡ種種類株式の登録株式質権者（Ａ種種類株主と併せて、以下「Ａ種種類株主等」という。）に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に先立ち、Ａ種種類株式１株につき、本条第２項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりＡ種種類株式１株当たりに支払われる金銭を、以下「Ａ種優先配当金」という。）を行う。なお、Ａ種優先配当金に、各Ａ種種類株主等が権利を有するＡ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

②　Ａ種優先配当金の額は、１億円（ただし、Ａ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「払込金額相当額」という。）に、年率 1.875％を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が 2024 年２月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を 365 日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第２位まで計算し、その小数第２位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてＡ種種類株主等に対して剰余金の配当（本条第４項に定めるＡ種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るＡ種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

③　当会社は、Ａ種種類株主等に対しては、Ａ種優先配当金及びＡ種累積未払配当金相当額（本条第４項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第８号ロもしくは同法第 760 条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第１項第 12 号ロもしくは同法第 765 条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

④　ある事業年度に属する日を基準日としてＡ種種類株主等に対して行われた１株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るＡ種優先配当金につき本

項に従い累積したＡ種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るＡ種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本条第２項に従い計算されるＡ種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本条第２項ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）まで、年利1.875％で１年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、１年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第２位まで計算し、その小数第２位を四捨五入する。本項に従い累積する金額（以下「Ａ種累積未払配当金相当額」という。）については、普通株主等に先立ち、Ａ種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるＡ種累積未払配当金相当額に、各Ａ種種類株主等が権利を有するＡ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

（残余財産の分配）

第９条の３　当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、Ａ種種類株式１株につき、払込金額相当額にＡ種累積未払配当金相当額及び本条第３項に定めるＡ種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「Ａ種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。ただし、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてＡ種累積未払配当金相当額を計算する。なお、Ａ種残余財産分配額に、各Ａ種種類株主等が権利を有するＡ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

②　Ａ種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

③　Ａ種種類株式１株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてＡ種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第９条の２第２項に従い計算されるＡ種優先配当金相当額とする（以下、Ａ種種類株式１株当たりの日割未払優先配当金額を「Ａ種日割未払優先配当金額」という。）。

（議決権）

第９条の４　Ａ種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

②　当会社が、会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、Ａ種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

（金銭を対価とする取得請求権）

第９条の５　Ａ種種類株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第２項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、Ａ種種類株主が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる

日（以下「償還請求日」という。）として、償還請求日の 14 日前までに当会社に対して書面による通知（以下「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、(i)当該償還請求に係るＡ種種類株式の数に、(ii)本条第２項に定めるＡ種種類株式１株当たりの償還金額を乗じて得られる額の金銭（ただし、償還請求に係るＡ種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に１円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。以下「償還金額」という。）の交付と引換えに、その有するＡ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るＡ種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、かかる償還金額を、Ａ種種類株主等に対して交付するものとする。

ただし、償還請求日においてＡ種種類株主から償還請求がなされたＡ種種類株式の取得と引換えに交付することとなる償還金額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各Ａ種種類株主により償還請求がなされたＡ種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる償還金額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はＡ種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったＡ種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

② Ａ種種類株式１株当たりの償還金額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還金額」という。）とする。

基本償還金額＝払込金額相当額＋Ａ種累積未払配当金相当額＋Ａ種日割未払優先配当金額

なお、本項においては、償還請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてＡ種累積未払配当金相当額を計算し、また、Ａ種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、Ａ種日割未払優先配当金額を計算する。

③ 償還請求受付場所

東京都港区三田一丁目４番１号

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド

④ 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前項に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

（金銭を対価とする取得条項）

第９条の６ 当会社は、払込期日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、Ａ種種類株主等に対して金銭対価償還日の 14 日前までに書面による通知を行った上で、当該金銭対価償還日において、Ａ種種類株主等の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、Ａ種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るＡ種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るＡ種種類株式の数に、(ii)本条第２項に定めるＡ種種類株式１株当たりの取得金額を乗じて得られる額の金銭（ただし、金銭対価償還に係るＡ種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に１円に満たない端数があるときは、

これを切り捨てる。）を、A種種類株主等に対して交付するものとする。A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

② A種種類株式１株当たりの取得金額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本取得金額」という。）とする。

基本取得金額＝払込金額相当額＋A種累積未払配当金相当額＋A種日割未払優先配当金額

なお、本項においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。

（譲渡制限）

第９条の７　A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

第９条の８　当会社は、A種種類株式について株式の併合又は分割を行わない。

② 当会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株式にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

③ 当会社は、株主に株式又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株式にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

（優先順位）

第９条の９　A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第１順位、A種優先配当金が第２順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第３順位とする。

② 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

第３章　株主総会

（招　集）

第１０条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は

必要あるとき随時これを招集する。

（招集地）

第１１条　　株主総会は本店所在地又はその隣接地において招集する。

（招集権者及び議長）

第１２条　　株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

（電子提供措置等）

第１３条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１４条　　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第 309 条第２項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１５条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②　前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（種類株主総会）

第１５条の２　当会社の種類株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

②　第７条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

③　第 12 条、第 13 条及び第 15 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

④　第 14 条第１項の規定は、会社法第 324 条第１項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

⑤　第 14 条第２項の規定は、会社法第 324 条第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

（議事録）

第１６条　　株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第 4 章　取 締 役 及 び 取 締 役 会

（員　数）

第１７条　　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（選任方法）

第１８条　　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第１９条　　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の設置）

第２０条　　当会社は、取締役会を置く。

（代表取締役及び役付取締役）

第２１条　　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

②　取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（解　任）

第２２条　　取締役を解任する株主総会の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれ行う。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２３条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第２５条　　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 当会社は、取締役が、取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第２６条　　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

② 前条第２項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

（取締役会規程）

第２７条　　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２８条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２９条　　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）

第３０条　　当会社は、監査役及び監査役会を置く。

（員　数）

第３１条　　当会社の監査役は、５名以内とする。

（選任方法）

第３２条　　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 当会社は、会社法第 329 条第３項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

④ 前項の補欠監査役の選任に係る当該決議が効力を有する期間は、決議後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任　期）

第３３条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合には、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤の監査役）

第３４条　　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３５条　　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の議決方法）

第３６条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第３７条　　監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

（監査役会規程）

第３８条　　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第３９条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第４０条　　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第

423 条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 会 計 監 査 人

（会計監査人の設置）

第４１条 当会社は、会計監査人を置く。

（選任方法）

第４２条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任 期）

第４３条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該提示株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第４４条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第４５条 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第４６条 当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月 31 日までとする。

（剰余金の配当）

第４７条 剰余金の配当は、毎年８月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

（中間配当）

第４８条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年２月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第４９条　　剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

②　未払の配当金には、利息をつけない。

附則

第　１　条　　第 46 条（事業年度）の規定にかかわらず、2024 年３月１日から始まる第 31 期事業年度は、2024 年８月 31 日までの６ヶ月とする。

第　２　条　　附則第１条及び本条は、第 31 期事業年度経過後は、これを削除する。

平成　　６年　３月　１０日　制定
平成　１２年　９月　２５日　改訂
平成　１３年　４月　２３日　改訂
平成　１５年　９月　　１日　改訂
平成　１６年　３月　　１日　改訂
平成　１６年　３月　　８日　改訂
平成　１６年　７月　２２日　改訂
平成　１７年　９月　２６日　改訂
平成　１８年　５月　３０日　改訂
平成　２１年　５月　２８日　改訂
平成　２２年　１月　　６日　附則削除
平成　２２年　５月　２８日　改訂
平成　２３年　５月　２６日　改訂　附則削除
平成　２５年　６月　　１日　改訂
平成　２６年　３月　　１日　改訂
平成　２８年　５月　２５日　改訂
平成　３０年　５月　２３日　改訂
令和　　元年１２月　１１日　改訂
令和　　４年　５月　２６日　改訂
令和　　５年　５月　３０日　改訂　附則削除
令和　　６年　５月　２９日　改訂